

## 方針5 みんなの力を結集する自治と協働のまち

(1) 地域協働	.....	112
(2) 地域自治	.....	114
(3) 大学連携	.....	116
(4) 広報・広聴	.....	118
(5) 行政運営	.....	120
(6) 人事管理	.....	122
(7) 財政運営	.....	124

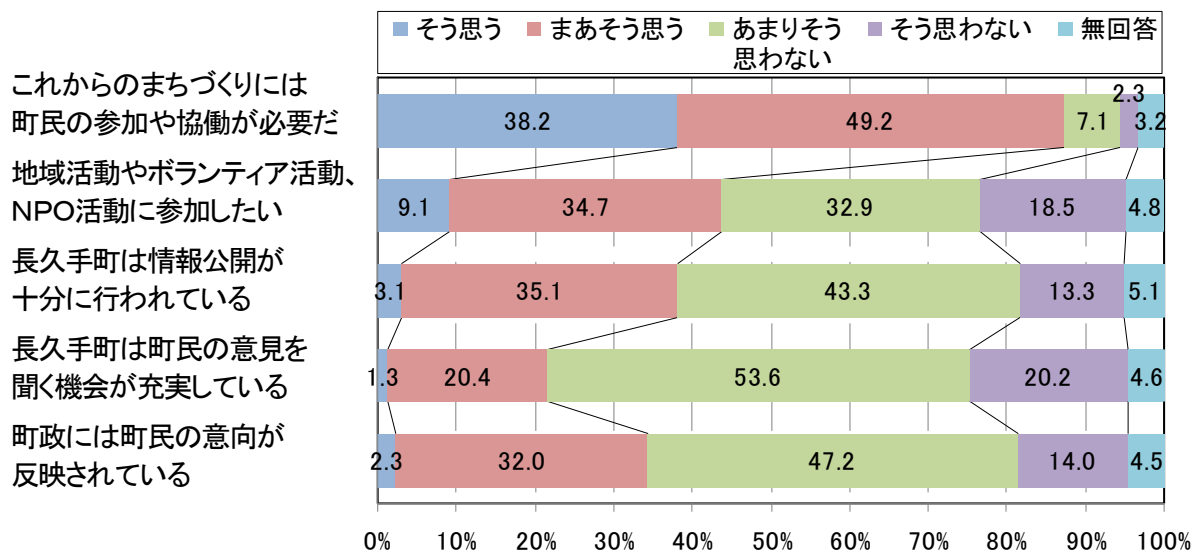
# 1 地域協働

## 現状と課題

本町においては、これまで文化の家や福祉の家、平成こども塾など特色ある施設の計画や運営において、住民参加や協働の取り組みが活発に行われてきました。また、愛・地球博の開催を契機として、住民団体による活動が活発化し、現在に至るまで持続的に発展してきています。平成17年4月には、住民によるまちづくり活動を支援する交流拠点として「長久手町まちづくりセンター」を開設し、子育てやまちづくりなどの団体の打合せや情報収集の場として利用されています。平成21年3月には、「長久手町地域協働計画」を策定し、まちづくりへの参加・協働の仕組みづくりに努めているところです。

一方、行政に対する住民ニーズが多様化しており、地域においては子育てや介護、ごみ、防犯、防災などの個別・細分化された日常生活課題への対応が求められるようになっていきます。これらの課題は、行政だけで解決できるものではなく、地域コミュニティーに根ざした地域住民の自発的な参加・協力、そして行政とのパートナーシップのもと、解決にむけて一緒に考え、行動していくことが重要になってきます。さらに、愛・地球博によって培われた「住民パワー」を持続的に発展させ、住民一人ひとりのまちづくりへの関心や意欲を高めて、住民主体のまちづくりを進めていく必要があります。

### ■住民参加や協働についての考え方

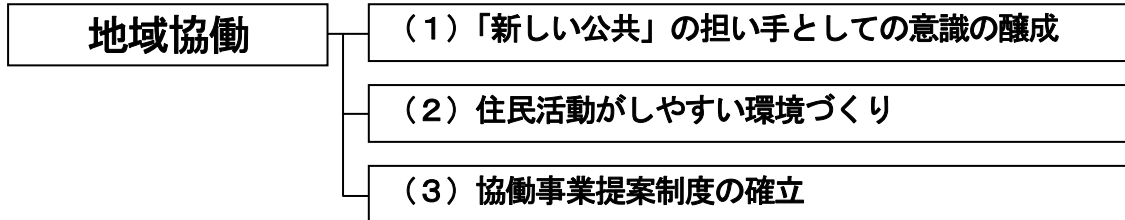


資料：長久手町住民意識調査

## こんなまちづくりを目指します

自立して発展し続ける、希望あるまちをめざして、住民と行政が連携し、互いによきパートナーとして補い合い、協力し合ってまちづくりを進めていきます。

## 実現の柱は・・・



## 柱の中身は・・・

### (1) 「新しい公共」の担い手としての意識の醸成

- ・地域協働を進めていくためには、住民自らがまちづくりの主役であることを認識し、様々な人との関わりの中で、学びあい、育ちあいながら、行政と役割分担して公共を担う「新しい公共」の担い手としての意識を持つことが重要です。そのため、様々な人との「出会い（交流）の場」としての住民活動団体の交流会や、住民の自発的な思いを生かして育てる「まちづくり講座」を展開します。

### (2) 住民活動がしやすい環境づくり

- ・住民のまちづくり活動の拠点としての「まちづくりセンター」の機能の充実を図ります。まちづくり情報発信・交流拠点として、住民活動情報の収集・発信を行うとともに、住民活動団体の交流会・フォーラム（活動発表会）などを定期的実施します。
- ・専門スタッフを配置して、相談・コーディネート機能や人材発掘・育成機能を充実させて、新たな住民活動展開のための支援やまちづくり講座を実施します。

### (3) 協働事業提案制度の確立

- ・複雑・多様化する地域課題を解決するためのアイデアや企画提案を住民活動団体等から広く公募し、住民活動の活性化と多様な公益サービスの創出を図る協働事業提案制度を新たに設けます。応募された企画提案は、公開の場で発表・審査して、協働事業として認定し、その事業に必要な活動場所の確保や経費の一部を助成するなどの支援を行います。

## 関連する町の計画

- ・長久手町地域協働計画

## 2 地域自治

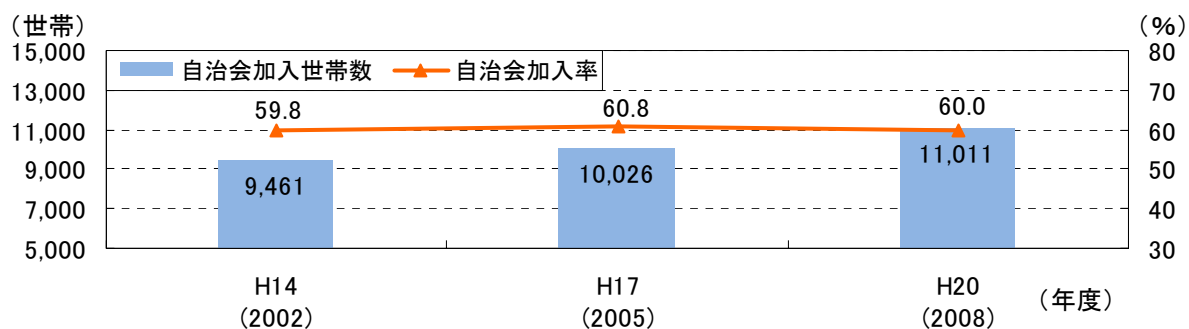
### 現状と課題

本町には、平成20年4月時点で、96か所の自治会(常会)があり、全世帯の60%にあたる11,000世帯余りが加入しています。自治会では、盆踊りや校区運動会、祭りなどのコミュニティ活動をはじめ、防犯、防災活動、環境美化活動を通して、豊かで住みよいまちづくりを目指して様々な課題に取り組んでいます。

核家族化や高齢化社会の進展、犯罪の多発や大地震などの災害への不安から、「非行や犯罪のない安心、安全に暮らせる地域」への関心や要求が高まる一方で、自治会への加入率の低さ、活動への参加の少なさ、役員を選考する際の苦勞などの問題が顕在化しています。

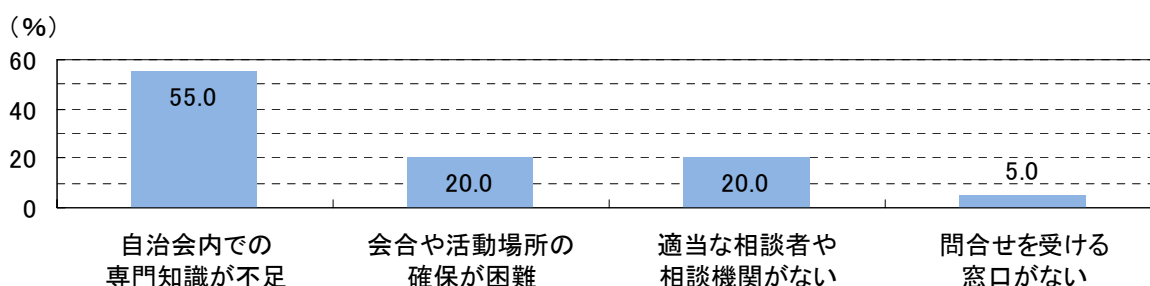
単一の組織であった長湫地区自治会連合会は、各小学校単位の自治会連合組織へと改組されており、それぞれの校区自治会連合会組織と自治会との連絡調整が円滑に行われるような支援が必要です。また、小学校区ごとに自治会が連合して活動できるようなコミュニティ拠点施設の整備や、自治会活動の拠点となる地域集会所の改修を進めて行くことも必要です。

#### ■自治会加入率推移



#### ■自治会の課題 (複数回答)

資料：なんでも町政サロン室

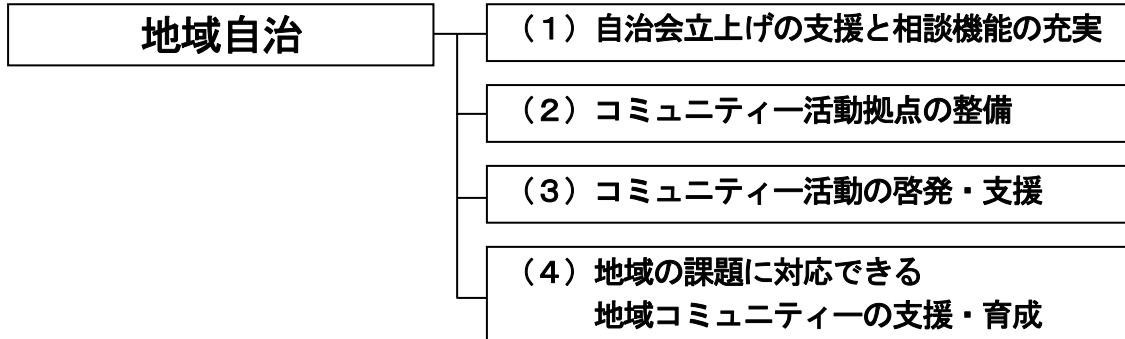


出典：「長久手町における協働のあり方に関するアンケート結果報告書」

### こんなまちづくりを目指します

地域における交流を促進し、様々な課題への取り組みを通して特色のあるまちづくりが進むよう支援するとともに、自治会やリーダーの育成を支援し、町としての相談機能も充実させながら、コミュニティ活動の充実したまちを目指します。

## 実現の柱は・・・



## 柱の中身は・・・

### (1) 自治会立上げの支援と相談機能の充実

- ・新しい開発地区での自治会結成を支援し、集合住宅建設に際しては建設計画の時点から自治会加入や結成を支援します。
- ・既存自治会に対しては、情報提供や町関係部署との連絡調整を通して、自治会運営に関する相談機能の充実を図ります。

### (2) コミュニティー活動拠点の整備

- ・地域での自治会活動を支援し、地域の交流拠点となるコミュニティーセンターを各小学校区に整備するため、その役割や位置づけ、規模等について検討していきます。

### (3) コミュニティー活動の啓発・支援

- ・町広報やホームページ、案内チラシなどを通じた啓発や情報発信により自治会活動の理解と浸透を図り、組織の充実に向けた支援を行います。
- ・地域での祭りや、個性的なイベント、各種のスポーツ行事を通して、住民相互の親睦や交流を広げていくことができるように助言し、コミュニティーの形成に努めます。

### (4) 地域の課題に対応できる地域コミュニティの支援・育成

- ・防災、防犯、地域福祉、環境など近年関心が高まってきた課題に対しては、自治会の枠を越えた連携が必要であり、町関係部署との連絡調整をとりながら解決に向けて支援します。
- ・地域でのコミュニティーの推進や様々な課題への対処のためには、自治会相互の協働をはじめ、自治会と学校、企業、行政との連携や、テーマ型の住民団体との取り組みなども必要になってくると考えられます。このため、自治組織の強化を進めながら、新しいコミュニティーを展望した施策の展開を図ります。
- ・住民が自らの地域のことを考え、自らの手で治めていく地域自治を行うため、自治会のリーダーとなる人材を育成する講座を実施します。

## 関連する町の計画

- ・長久手町地域協働計画

### 3 大学連携

#### 現状と課題

本町には、愛知県立大学、愛知県立芸術大学、愛知医科大学及び愛知淑徳大学の4大学が立地するとともに、周辺にも愛知学院大学、名古屋商科大学、名古屋外国語大学、名古屋学芸大学、相山女学園大学、愛知工業大学の6大学が立地し、学生で彩られた活気あるまちです。また、本町は昼間人口が夜間人口を上回っていることから、名古屋市のベッドタウンというイメージから、若者の活気があふれるまちへ大きく変貌しています。

しかしながら、これまでは、これら大学と行政が協働するまちづくりを積極的に進めてきたとは言いがたく、昭和60年度から愛知県立芸術大学の芸術作品を町の公共施設等に設置する芸術作品設置事業を皮切りに、今日まで各分野で様々な連携事業を進められてきましたが、これらの大半は学生と地域住民との交流・連携までは至っていない状況です。今後は、これら大学を町の貴重な資産として捉え、大学と行政のみならず、そこに住民が積極的に関わることのできる仕組みを構築し、3者の協働によるまちづくりを進める必要があります。

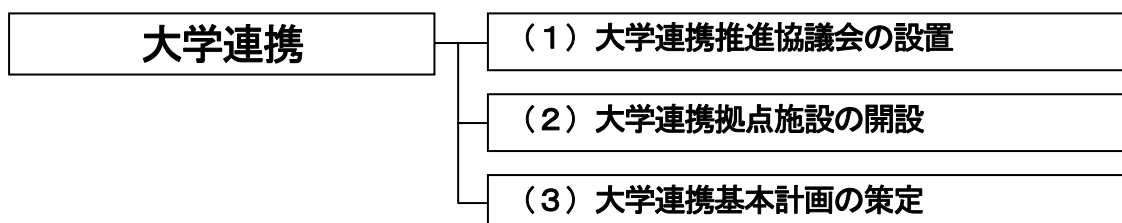
■町内大学の学生・職員数（H20. 4）

大学	学生・職員数
愛知県立大学	3,200人
愛知県立芸術大学	1,000人
愛知医科大学	1,350人
愛知淑徳大学	6,200人

#### こんなまちづくりを目指します

4つの大学を持つ町としての特長をまちづくりに生かすため、行政と大学の連携事業の推進体制を確立するとともに、住民が様々な形で身近に参加できる連携を進めます。

#### 実現の柱は・・・



## 柱の中身は・・・

### (1) 大学連携推進協議会の設置

- ・町の大学連携窓口と町内外の各大学の地域連携センター及びまちづくりNPO等で協議会を組織し、まちづくりの様々な分野において交流・連携を図ります。
- ・町内の大学を積極的に住民にPRし、大学の施設と町の施設を相互に活用します。例えば、大学祭などに住民が参加することや地元の行事に学生が参加することを促進し、地域に貢献する大学としての機能を充実します。

### (2) 大学連携拠点施設の開設

- ・リニモ古戦場駅前（長久手中央土地区画整理地内）に新たな都市づくりセンターを設置します。この施設は「環境・創造・交流」をテーマとした新しい発想を生み出す拠点として、大学・学生と地元組織及び行政が共同で運営し、テーマに沿った住民講座や環境教育プログラムの実施、大学と地域が連携した社会実験及び芸術や祭りを通じた地域との交流を実現します。

### (3) 大学連携基本計画の策定

- ・計画的な大学連携事業を推進するため、長久手町大学連携基本計画を策定します。



## 4 広報・広聴

### 現状と課題

本町の広報は、広報紙、ホームページ、CATVなどの媒体を活用し、様々な町政情報を発信しています。今後もそれぞれの広報媒体の特性を生かした情報提供に努めるとともに、住民が必要とする情報を把握した上で、情報提供の充実が求められています。また、今後の大きな情報媒体の変化として、平成23年までにテレビ放送が地上デジタル放送となることが挙げられます。テレビを視聴している住民は、このデジタル化に合わせて、テレビなどの買い替えをする必要があります。同様にCATVについても機器の交換の必要があることから、CATV会社とともに、地上デジタル放送について、住民へ周知していくことが必要となります。

広聴に関しては、住民の多様な意見や要望の窓口として、なんでも町政サロン室を創設しました。この中で、住民からの意見や提言などを聴くための「町政ご意見箱」、自治会を通じて住民と町長とが直接対話する「あったか町政懇談会」、一般住民を対象とした「町長と語る日」など、様々な方法により住民の声を町政に反映するための機会を設けています。さらに、町の重要な施策や計画について周知し、住民意見を聞くパブリックコメント制度を平成19年に創設しました。今後は、さらに住民の声を的確に把握する機会を充実し、住民との対話の機会を増やすことにより、住民が行政に対する関心や理解を深めるとともに、常に住民を意識した行政運営を展開することが求められています。

#### ■CATV接続世帯数

年度	H19(2007)	H20(2008)
接続世帯数	14,451	14,850
世帯数	18,281	18,929
接続率	79.0%	78.5%

※再送信含む。

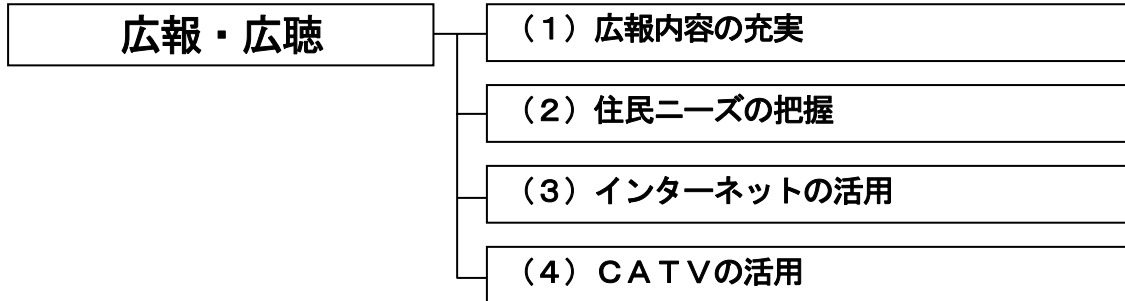
資料：企画政策課

### こんなまちづくりを目指します

広報紙、ホームページやCATVを効果的に活用することで、簡単に行政情報を住民が入手でき、住民同士でも活発に意見交換をして、意見や要望等を行政に伝えることができるようなまちづくりを目指します。



## 実現の柱は . . .



## 柱の中身は . . .

### (1) 広報内容の充実

- ・ 広報紙の内容を充実させ、読みやすい紙面づくりに努めます。
- ・ 広報紙やホームページのほかに、新たな広報媒体や方法を積極的に活用し、住民が必要とする地域情報を的確に提供することで地域への関心や愛着の増進を図ります。

### (2) 住民ニーズの把握

- ・ 住民意識調査やパブリックコメント制度など、住民ニーズを的確に把握し、町政に反映できる情報収集体制の構築・充実を図ります。また、住民との対話の機会についても充実を図ります。

### (3) インターネットの活用

- ・ インターネットを活用した行政情報の充実を図るとともに、公共施設の利用予約など、インターネットによる行政サービスも充実させます。また、住民が安心してインターネットを利用できるように、行政のセキュリティー対策の向上を図ります。

### (4) CATVの活用

- ・ CATVへの加入を図る取り組みを行うとともに、CATVを活用した行政情報番組の内容の充実を図り、多くの住民が視聴する工夫にも努めます。
- ・ 行政情報番組（メープルチャンネル）等を活用し、町政への理解と啓発を図り、住民のまちづくりへの参画を促します。

## 5 行政運営

### 現状と課題

人口減少社会の到来など、社会構造が変化する中で、本町では人口増加が続いています。このような人口の増加や住民ニーズの複雑化、多様化、高度化、また、地方分権による県からの権限移譲に伴い、事務量も増加しています。これらに対応した体制整備を行うためにも行政改革や事業仕分け等による事務の簡素化や見直しを行い、事務の執行における説明責任を果たすことが必要です。

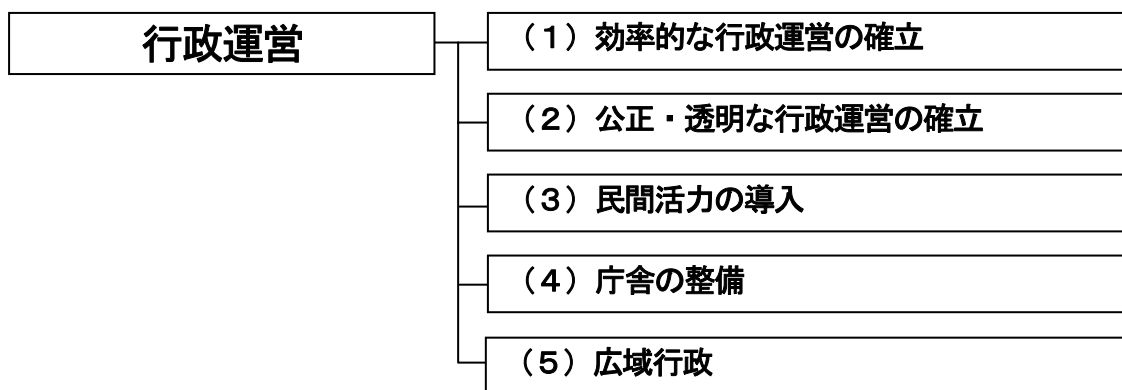
こうした行政需要や業務を集約化し、効率的で公正・透明な住民サービスを向上するため、本町では、平成20年度に組織機構を見直しました。今後も、様々な需要を読み取り、住民にわかりやすい行政運営を目指す必要があります。

庁舎管理については、昭和42年に現在の本庁舎を建築し、同49年に増築しており、今後は経年劣化による設備の老朽化が予想されます。また事務室が手狭になってきているため、現庁舎の増築の検討を行う必要があります。

### こんなまちづくりを目指します

時代の変化と行政需要に的確に対応した公正・透明で質の高い住民サービスの維持向上のため、行政改革、民間活力の導入による合理的かつ効果的な行政運営を目指します。

### 実現の柱は・・・



## 柱の中身は・・・

### (1) 効率的な行政運営の確立

- ・行政改革を推進し、効率的な行政運営を進めるとともに、行政評価により事業の成果を明確にし、目的重視型の行政運営を推進するなど、常にそれぞれの職員が社会情勢や住民ニーズにあった事務の改善を意識します。
- ・社会構造の変化や新たな課題に的確かつ柔軟に対応できるよう、常に組織の見直しを行います。
- ・スムーズで的確な窓口サービスに努めるとともに、転入時における町の紹介や施設案内、各種手続き方法など、新たな住民にも配慮した住民サービスの向上を図ります。

### (2) 公正・透明な行政運営の確立

- ・公正で能率的な行政運営を確保するため、行政監査機能や法制執務体制の充実を図るとともに、契約制度の点検及び検証を徹底することにより、住民に対して事務の執行における説明責任を果たします。
- ・個人情報適切に管理した上で、行政情報を積極的かつ迅速に公開し、町政の透明性を確保します。

### (3) 民間活力の導入

- ・民間の技術や専門性が生かせる分野では、指定管理者制度のさらなる活用に加え、企業・NPO法人などへの委託、PFI事業(※)の導入についても検討します。

### (4) 庁舎の整備

- ・事務室においては、来庁者にわかりやすい配置及び表示、業務上効率的な配置になるよう恒常的に留意します。
- ・現庁舎が手狭なことや建物の老朽化のため、庁舎の増築について検討します。

### (5) 広域行政

- ・消防・環境衛生、保健医療などの分野において、県や周辺市町と連携しながら効率的な運営に努めます。
- ・自治体の行政運営に直接影響する地方分権の動向を注視し、県や近隣市町と協議しながら適切に今後の広域行政の方向性を見極めていきます。

※PFI事業：公共サービスの提供に際して、従来のように公共が直接施設を整備せず、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。

## 6 人事管理

### 現状と課題

本町では、組織機構がより機能し、住民ニーズにあったきめ細かい行政サービスを提供できるよう、平成20年4月に行政組織の大幅な見直しと人事異動を行いました。また、平成16年度に策定した定員適正化計画では、平成19年度までは職員削減を概ね計画通り実施してきました。しかし、今後も人口増が想定され、また行政需要も拡大していく中、本計画の計画期間内には、人口が5万人を超えることが予想され、市制を見据えた人員配置を検討する必要があります。

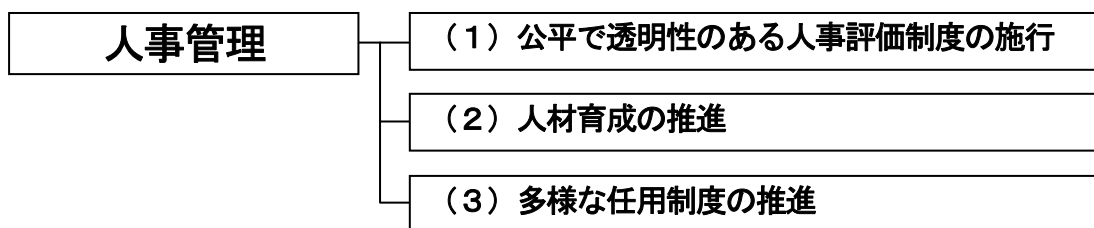
人材育成の観点では、年度ごとに研修計画を作成し、人材の育成を行っています。平成20年度には職員の業績・能力・態度を評価する、新たな人事評価制度を全職員を対象として試験導入し、人材の一手段として活用していきます。また、地方分権により町が独自の施策など行政運営を行っていくには、長期的な視野で人材育成をこれまで以上に推進していく必要があります。

今後、育児休業制度の拡大により同制度の対象職員が増加するため、長期間職場を離れることとなる職員や、定年後再任用となる職員が多くなると見込まれます。育児休業により長期間職場を離れて復帰する職員には、職場に早く順応できるようなケアを、また再任用職員にはこれまで培ってきた能力を十分に発揮できる職場環境の整備が必要です。

### こんなまちづくりを目指します

住民の複雑化、多様化するニーズを的確に把握し、住民の要請に適切に対処できる職員を育成します。

### 実現の柱は・・・



## 柱の中身は・・・

### (1) 公平で透明性のある人事評価制度の施行

- ・人材育成に重点をおいた制度とし、職員の一人ひとりの能力を適正に評価・育成するため絶対評価、能力開発主義を原則とします。
- ・評価基準を明確にし、その基準を公開するとともに、職責ごとに項目、比重を設定します。
- ・総合計画に基づく組織目標と個人目標を連動させ、町の目標達成に役立てます。
- ・能力による給与体系を構築し、手当の見直しを行い職員の向上心を養うことにより、組織力の向上を目指します。

### (2) 人材育成の推進

- ・行政を取りまく情勢の急激な変化に柔軟に対応できる職員を育成するため、職員研修の調査・研究を行い、常に職員の経営視点による事務意識の向上を図ります。
- ・職員一人ひとりの経験を豊かなものとするため、国や県、他の自治体等への人事交流を推進します。

### (3) 多様な任用制度の推進

- ・急激な社会経済情勢や雇用システムの変化等を踏まえ、分権型社会にふさわしい任用制度を整備します。
- ・公務に求められる専門性を確保し、多様な勤務形態の拡大に対応していくため、任期付採用、再任用制度を推進します。

## 7 財政運営

### 現状と課題

国・地方ともに極めて厳しい財政事情のもと、「地方にできることは地方に」という理念を念頭に置いた三位一体の改革が推進されました。これにより、「国庫補助負担金の改革」、「税源移譲による税配分の見直し」、「普通交付税の見直し」が実施され、国の関与を縮小し、地方の権限や責任を拡大して地方分権が一層推進されたことから、町財政を取り巻く環境は大きく変化しました。

また、経済、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化・複雑化により財政への需要も増加する中、今後も人口増加が予想されることから、義務教育施設の整備、土地区画整理事業や下水道施設の整備、墓園整備等の推進のため、多額の費用が必要となります。また近年では、歳入額が増加しているものの、税収納率の伸び悩みや扶助費（※）の支出も増加しており、財政の硬直化が見込まれます。

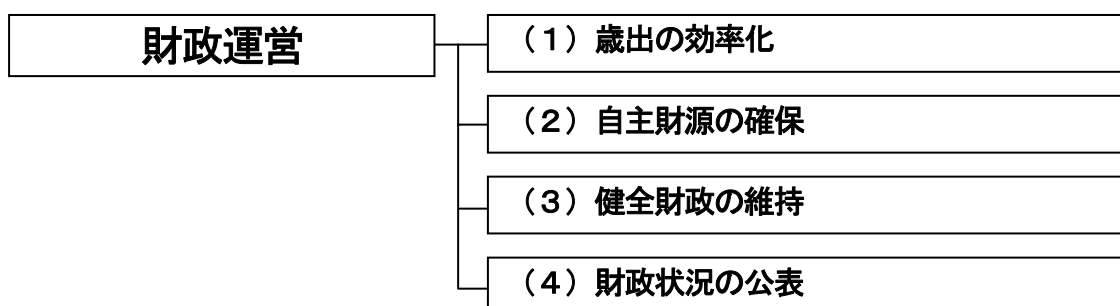
そのため、大規模事業の事業実施にあたっては、必要最小限度の借入れや基金なども取り崩しながら将来の財政負担が過大にならないような配慮が必要です。

平成19年に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により導入された健全化判断比率（※）に基づき健全財政を維持し、新たな行政の新たな公会計制度により、住民にわかりやすい財政状況の公表が求められます。

### こんなまちづくりを目指します

町税や使用料等の自主財源を確保するため、収納の向上に努めるとともに、町政を取り巻く環境変化を的確に把握し、歳入規模を基本とした予算編成により、健全財政を維持した財政運営に努めていきます。

### 実現の柱は・・・



※扶助費：社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法などに基づき被扶助者に対して支給する費用。

※健全化判断比率：資金繰りの状況や将来の財政状況をあらわす指標のことで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標であらわす。

## 柱の中身は・・・

### (1) 歳出の効率化

- ・限られた財源で最大の効果をあげるため、事務事業の見直しや経常経費の削減（事務的経費等の削減）など計画的で効率的な財政運営に努めます。

### (2) 自主財源の確保

- ・新たな財源の確保（広告事業収入、ふるさとながくて寄附金など）、適正な使用料、手数料の確保、町税等の納付手段の拡充を含め、収納率の向上に努めます。

### (3) 健全財政の維持

- ・起債（※）については、将来の負担増を抑制するため、元金償還額以内の発行に努め、借入れは必要最小限度とします。
- ・大規模事業の実施にあたっては、特定目的基金（※）への計画的な積立てを行い、財源の確保に努めます。

### (4) 財政状況の公表

- ・全国の地方公共団体において導入されている新たな会計制度に基づいて財務書類を作成し、健全化判断比率等を作成・分析することにより、住民に対して分かりやすい財政状況を積極的に公表していきます。

※起債：国債、地方債、社債などの債券の発行や募集をすること。狭義では、地方公共団体が地方債を発行（起こす）ことを指す。

※特定目的基金：福祉や施設建設など、特定の目的のために地方公共団体が貯えている基金。



